

# 特定非営利活動法人まつぞのスポーツクラブ活動会員資格規程

## 前 文

### (法人の目的)

特定非営利活動法人まつぞのスポーツクラブ（以下「クラブ」という）は、盛岡市松園地区を中心とした周辺市町村を対象に、総合型地域スポーツクラブを核とした事業を行い、スポーツや生涯学習の活動の場を広げ、それを通して地域住民の自立的な社会参加を促進し、地域におけるコミュニケーションの活性化を図るとともに、生涯にわたるスポーツ・文化の振興及び地域福祉の充実に寄与することを目的とする。

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 クラブの活動会員（以下「会員」という）の資格及び入会手続きに関する事項は本規程で定めるとことによる。

### (会員の種別)

第2条 この会員は次の5種類とする。

- (1) 正会員…クラブの目的に賛同して入会し、クラブ活動への参加及び法人の社員として運営に関わる個人
- (2) 一般会員…クラブの目的に賛同して入会し、クラブ活動のみの参加する高校生以上 59 歳以下の個人
- (3) ジュニア会員…クラブの目的に賛同して入会し、クラブ活動のみに参加する中学生以下の個人
- (4) シニア会員…クラブの目的に賛同して入会し、クラブ活動のみに参加する 60 歳以上の個人
- (5) ファミリー会員…クラブの目的に賛同して入会し、クラブ活動のみに参加する家族（1 家族 4 名まで）

## 第2章 入会及び会費

### (入会資格)

第3条 このクラブの会員として入会しようとする者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 原則として松園地区及び周辺市町村に在住もしくは勤務し、クラブの目的に賛同する者。
- (2) 理事長が別に定める入会申込書により、申込を行った者。
- (3) クラブの目的を理解し、本規程を遵守する者。

### (会費)

第4条 会員の年会費は次の通りとする。

- (1) 正会員 6,000 円
- (2) 一般会員 6,000 円
- (3) ジュニア会員 3,000 円
- (4) シニア会員 4,000 円
- (5) ファミリー会員（1 家族 4 名まで） 12,000 円

2 会員は当該年度の会費を入会時に納入しなければならない。

3 会員は当該年度の会費を更新時に納入しなければならない。

## 第3章 会員の資格の喪失

### (会員資格の喪失)

第5条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

### (退会)

第6条 会員は、理事長が定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

第7条 既納の入会金、会費及びその他の抛出品金は返還しない。

## 第4章 自己の責任

### (自己の責任)

第8条 会員は、クラブの活動に際しては、自己の責任において行動するものとする。これに背理して盗難、傷害等の事故がおきた場合は、このクラブ及び指導者等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

### (保険の加入)

第9条 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。このクラブがその活動中の傷害についてはスポーツ安全保険の範囲内でのみ対応するものとする。クラブ及び指導者等は、保険未加入者の活動中の事故については一切の責任を負わない。

## 第5章 細 則

### (理事会への委任及び規程の改廃)

第10条 本規程に定めのない事項及び運営上必要な事項は、クラブの理事会の議決を経て定める。

2 この規程の改廃は理事会の議決による。

### 附則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。